

鳥取県告示第79号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成21年2月10日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団こばやし内科 理事長 小林恭一郎	鳥取市宮長9-1	こばやし内科	鳥取市宮長9-1	介護予防訪問リハビリテーション 介護予防訪問看護	平成21年1月29日
医療法人岸田内科医院 理事長 岸田剛一	鳥取市立川町二丁目237	医療法人岸田内科医院	鳥取市立川町二丁目237	介護予防居宅療養管理指導 介護予防訪問看護	平成21年1月30日
福田源次郎	鳥取市瓦町304	福田内科医院	鳥取市瓦町304	介護予防訪問リハビリテーション 介護予防訪問看護	〃
岩井博	鳥取市朝月13-3	岩井医院	鳥取市朝月13-3	介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防訪問看護	平成21年2月1日